

令和4年度サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）受講報告

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修部分 自治体職員

1 国研修で伝達されたこと

- ・利用者が1つのサービスしか使っていないと地域課題が挙がっていかない。サビ児管がどう絡むかであり、つながりをもてると良い。
- ・セルフプランで、親がサービスを受けるために書かないといけないと書いて書いている。親だけで作成するのではなく、市や基幹が間に入ることが大事。
- ・1つの事業所で利用者の生活全てを完結させることは無理である。
- ・支援計画が本人、支援者にとっても苦しくならないように、やってみたいという計画にしたい。安全安心だけでなく、頑張ってみようと思える計画作りをしたい。
- ・本人のニーズを福祉サービスに当てはめてしまい、本人の可能性を無くしてしまっている。知らないことには選択肢にならない。本人の可能性を限定しないようすにすることが大事である。
- ・地域を変えるには他分野のことを知ることが大事。相談支援専門員とのつながりが大事であり、良好な関係作りから行うと良い。
- ・自立支援協議会について発信することが大事。ニュースレターで地域の声や行政のことを発信している。市民向けの情報発信をしてないから何をしているか伝わらない。更新研修のカリキュラムに入れることは難しいか。
- ・サビ児管の人たちが関りを持てるように、自立支援協議会の中にサビ児管の連絡会を作ったら良いのでないか。
- ・サビ児管の負担感の解消が、利用者の支援につながる。研修スタッフが元気であり、楽しんでいないと駄目である。

2 意見交換等で得た情報

- ・講義前のアイスブレイクで、受講者の夢実現ゲームを行っている。そこから利用者の個別支援計画の話に繋げるようにしている。
- ・事業所間で個別支援計画の交換を行っている。利用者について、自分の事業所だけの様子でなく、他での様子、一日を通して知っておくことが大事である。
- ・研修のグループワークについて、受講者のつながりを作る為、分野、地域ごとに分けている。
- ・フロアファシリテーターが会場を回り、受講者の声の代弁を行うようにしている。（「天の声」のように）
- ・相談と合同での会議を設けている。新米ファシリテーターの振り返りの場を設けている。
- ・研修の申込時に2年間の業務計画（OJT）を提出してもらっている。
- ・受講の可否について、30分以上の通信断絶はダメ。通信障害は補講がある。10分離席で受け直しをしてもらったこともある。課題をやってないと受けられないが、今年度に限って最終的な救済措置を設けた。
- ・サビ児管協力体制加算があるとファシリテーターが集まるのでないか
- ・研修後、事業所ごとの連絡会などでフォローし合っている。
- ・会場開催の際に簡易パーテーション、フェイスシールド、健康観察調査票、ワークの度にアルコール消毒（シュッシュタイム）を行い、感染対策に取り組んでいる。

3 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと

- ・研修の申込時に2年間の業務計画（OJT）の提出、サビ児管協力体制加算は仕組みとしてあると良いと感じた。
- ・相談とサビ児管の各検討会の合同会議があると多職種、地域連携、研修の充実に繋がるのでないか。
- ・新米ファシリテーターの振り返りの場は人材、次世代育成に繋がるのでないか。
- ・個別支援計画作成においてセルフプランがあることも入れても良いのではないか。

報告者：(所属) 心身障害者福祉センター
(氏名) 樋口 竜

令和4年度サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）受講報告

専門コース別研修部分 意思決定支援コース

1 国研修で伝達されたこと

○専門研修として実施している自治体

令和3年度15自治体⇒令和4年度26自治体にとどまっている。全都道府県での実施促進を望んでいる。

○研修は、1名の進行、参加者を3名1グループに振り分け

①説明+動画②ブレイクアウトルームでグループセッション③メインルームでの発表、が基本。グループセッション（例）およそ5分～10分程度で移動

- ・あなたの人生の中で反対を押し切って意思を決定した経験について
- ・支援経過の中で、本人の意思決定に基づいて支援した事例の共有
- ・支援経過の中で、本人以外の意思に基づいて支援した事例の共有

※意思決定支援研修については、ファシリテーターが不要。本研修を受けるだけで進行者1名での実施できる（はず）、とのこと。講義において質疑応答は行わない前提となる。

○意思決定をする主体は本人

「私には意思決定をする権利があります」→難しい場合「私には支援された意思決定をする権利があります」

○意思決定を阻む要素

- ・話せなければ言葉が無いと思ってしまう・表明が無ければ意思がないと思ってしまう・障害があることで、達成できる能力が無いと判断してしまう。
- ・サービス提供側の事情・リスク回避・パターンリズム

○意思決定における原則

①最善の利益（ベスト・インタレスト）②意思と選好に基づく最善の解釈③本人から表出された意思・心からの希望

○意思決定支援ガイドラインの解説

2 意見交換等で得た情報

○同じグループは大阪（児童）熊本（役所？）東京（者）の三名

⇒意思決定支援研修については大阪が実施予定、熊本は実施中。しかし、両者ともにこれまで研修は一回程度しか受けていないとのこと。

○意思決定支援の実施について

必要性は理解しているものの、ほかの支援や業務を優先してしまう現状を共有した意見交換の中では、意思決定支援について大きな意見の相違はほとんどなかった。

○ディスカッション

動画⇒ディスカッションを繰り返す。比較的わかりやすい動画のため、似通った意見になりがちであった。一方で、映像の中の情報把握については個人差があり、意思表示が弱いケースの場合、洞察力などを駆使し、情報収集することの重要性を学ぶことができた。

3 伝達されたことを都研修と関連付けて考えたこと

○国研修に近い形であれば実施は難しくないと良い。国が使用した動画や資料の活用ができるとう良い。

○意思決定支援における基礎については、もう少しまとめてわかりやすくする必要を感じた。

また、この研修を通しての目的を明確にする必要がある。

○ブレイクアウトルームの行き来が頻繁にあることへの迅速な対応が必要となる。

報告者：（所属）社会福祉法人さくらの園

（氏名）橋爪 亮乃